

学校感染症による出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、感染者の休養の時間を確保するとともに、校内での感染の拡大を防ぐために、学校保健安全法に基づき、欠席ではなく出席停止になります。

つきましては、医師から感染症と診断されましたら、速やかに学校に連絡をしてください。

医師の指示に従い、自宅にて療養し、その後、登校する際には「学校感染症療養状況報告書」に、保護者等の方にご記入いただき、担任へ提出してください。

※医療機関の文書による証明は不要です。(療養の期間、登校時期は、医師の指示に従ってください)

「学校感染症療養状況報告書」は、保健室・職員室で受け取りになるか、学校のウェブページからダウンロードしてください。

学校保健安全法に定められた感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(病原体が鳥インフルエンザ A ウイルス H5N1 及び H7N9) 上記に他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで
※ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状軽快した後 1 日を経過するまで
第三種感染症	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 *条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患…溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)など、医師の判断で出席停止を要する場合	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例: アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹(とびひ)

事務担当：三重県立鳥羽高等学校 保健部

☎ 0599-25-6363

学校感染症療養状況報告書

三重県立鳥羽高等学校長 宛

年 組 席

名 前

1 診断名

2 診断された医療機関名

3 発症日

年 月 日()

(1) インフルエンザの場合 解熱した日 年 月 日()

(2) 新型コロナウイルス感染症の場合

症状が軽快した日 年 月 日()

4 再登校について、医師の指示事項等

(1) 年 月 日 から登校可能

(2) その他(指示等) 保護者等からの連絡等があれば、ご記入ください

上記疾患に罹患したことを報告します。

令和 年 月 日

保護者等名(自署)

保護者等様

本用紙は、医師の指示に従って、保護者等の方がご記入ください。

医療機関が記載する文書の提出は必要ありません。